

○改正内容 (H28. 3)

No	内 容	該当箇所
1	各機器等の健全度を評価し、当該河川用機械設備が有すべき所要の治水機能への影響に主眼をおいて、各河川の特性或施設の特徴等を勘案しながら総合的に <u>施設全体の健全度を評価</u> するよう変更する。	P1、7～8、 14、17、18
3	測定を行う項目及び傾向管理（トレンド管理）を行う項目の記録表（標準様式）を新規に策定する。	P19、21、 81～95

※詳細は、新旧対照表のとおり。

※点検記録表の改正はなし。

※ページ番号の変更など、軽微なものは省略。

※ページ番号は、改正後のマニュアルのもの。

【参考】改正内容 (27. 3)

No	内 容	該当箇所	
		本文	点検記録表
1	ワイヤロープ油圧シリンダ式及び油圧シリンダ式開閉装置を有する施設があることが判明したため、この2種類の開閉装置を点検マニュアルに新規追加する。	P1、4、5、10、 11、12	P50～60
2	ラック式開閉装置を有するローラーゲートがあることが判明したため、ローラーゲートの点検項目に「吊り金具」を追加する。	P9	P29
3	点検に合わせて実施している軽微な整備に関する項目を新規追加する。	P8	
4	扉体の全開及び全閉状況を把握するため、点検記録表（その1）にそれぞれの写真を添付するよう変更する。		P24、67

※ページ番号は、改正後のマニュアルのもの。